

不妊治療における先進医療費の助成について

令和8年4月から、保険診療の不妊治療に併用して行う先進医療に係る費用の助成を開始します。詳細は以下をご確認ください。

1. 助成対象者

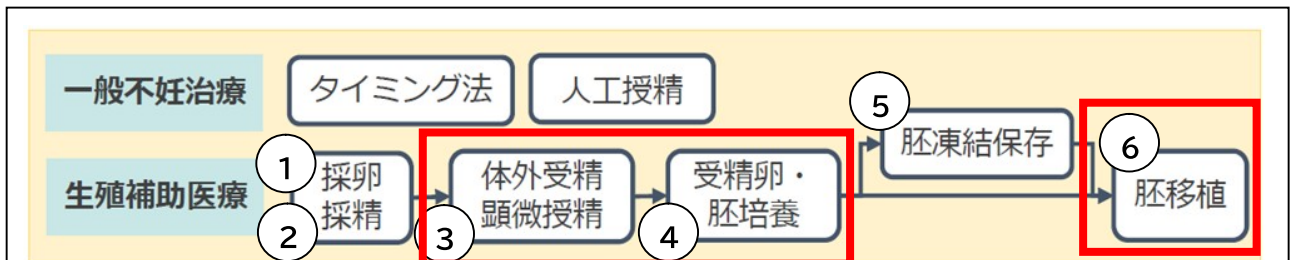
次の(1)～(3)全てに該当する方が対象です。

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦※¹⁾。
※¹⁾婚姻の届出をしていない事実婚や内縁関係の方を含みます。
- (2) 1回の治療の治療開始日※²⁾における妻(パートナー)の年齢が43歳未満であること。
※²⁾「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日から、「妊娠の確認」等に至るまでの一連の過程をいいます。
- (3) 申請日時時点で、夫又は妻(パートナー)のどちらかが熊本市内に住民登録があること。

2. 対象となる費用

保険診療の不妊治療と組み合わせて実施した下図の先進医療にかかる費用。

- ・令和8年4月1日以降に実施した先進医療が対象です。
- ・保険診療の不妊治療とは別に、先進医療による治療が単独で行われた場合は対象外です。
- ・対象となる先進医療は、厚生労働省が告示したものであり、先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関で実施されたものに限ります。
- ・文書料、個室料等直接治療に関係のない費用は含みません。



先進医療：上記(③、④、⑥)と組み合わせて追加的に実施(令和8年1月1日時点)

【③とセット】

- ・PICSI
- ・IMSI
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術

【④とセット】

- ・タイムラプス

【⑥とセット】

- ・子宮内細菌叢検査(EMMA/ALICE)
- ・子宮内フローラ検査
- ・子宮内膜受容能検査(ERA/ERPeak)
- ・子宮内膜刺激法(SEET法)
- ・子宮内膜擦過術(内膜スクラッチ)
- ・二段階胚移植術

- ・タクロリムス投与療法
- ・着床前胚異数性検査

3. 助成金額

夫婦1組につき、1年度あたり5万円までとなります。

4. 申請の時期及び場所

申請は、1回の治療が終了した日又は中止した日の属する年度内(3月に終了または中止された場合は4月未まで)に、下記の区役所保健こども課で行ってください。

5. 申請に必要なもの

提出物	法律婚の場合	事実婚の場合
不妊治療費助成事業申請書	○	○
不妊治療費助成事業受診等証明書	○	○
医療機関からの領収書原本 (コピーしてお返しいたします)	○	○
通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)	○	○
戸籍全部事項証明(発行後 3 か月以内)	○(熊本市で初めて申請、又は ご夫婦の住所が異なる場合)	○(治療当事者二人のもの)
事実婚関係に関する申立書	×	○

6. 受付場所

 お住まいの区に関わらず、どの窓口でも申請できます。

受付窓口	住 所	電話番号
中央区役所 保健こども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健こども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健こども課	西区小島2丁目7-1	096-329-1147
南区役所 保健こども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4135
北区役所 保健こども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128

《お問い合わせ》上記の各区役所保健こども課またはこども支援課(096-328-2158)へ